

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年2月29日
【事業年度】	第13期（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社総医研ホールディングス （旧：株式会社総合医科学研究所）
【英訳名】	Soiken Holdings Inc. （旧：Soiken Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶本 佳孝
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
【電話番号】	06（6871）8888
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 田部 修
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
【電話番号】	06（6871）8888
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 田部 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）平成18年12月8日開催の当社臨時株主総会の決議により、平成19年1月4日から会社名および英訳名を上記のとおり変更いたしました。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月28日に提出いたしました第13期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 5【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社グループの経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 会社分割

当社は、平成18年10月20日開催の取締役会において、会社分割による純粋持株会社体制への移行及び商号変更に関して決議し、平成18年12月8日開催の臨時株主総会において新設分割計画が承認され、平成19年1月4日をもって会社分割を実施いたしました。

①～② <略>

<後略>

(訂正後)

当社グループの経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 会社分割

当社は、平成18年10月20日開催の取締役会において、会社分割による純粋持株会社体制への移行及び商号変更に関して決議し、平成18年12月8日開催の臨時株主総会において新設分割計画が承認され、平成19年1月4日をもって会社分割を実施いたしました。

①～② <略>

③ 新設会社の概要

会社名	株式会社総合医科学研究所
代表者	代表取締役社長 梶本 佳孝
住所	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
資本金	100百万円
事業内容	<u>生体評価システム事業（評価試験事業、バイオマーカー開発事業）</u>

<後略>

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(7) <略>

(8) 役員報酬及び監査報酬の内容

<略>

(訂正後)

(1)～(7) <略>

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における機動的な意思決定を可能とするため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(10) 株主総会決議事項のうち、取締役会で決議することができる事項

当社は、以下の株主総会決議事項につき、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

① 自己の株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して、財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めて

おります。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年12月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(11) 役員報酬及び監査報酬の内容

<略>